

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2014

月刊

# 中小企業レポート

9

No.454

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成26年度

長野県中小企業融資制度のご案内



# KENSHIN INNOVATION

創造こそ、革新への力。

## イノベーション事業支援資金

新技術や高度な知識を軸にした、創造的・革新的な新製品の開発等、  
イノベーション事業のための開発費・設備資金等にご活用ください。

ご融資金額

1先あたり上限 **1億円**

ご融資利率

金利は新発5年国債利回りを基準に設定させていただきます。  
**最優遇金利 年0.05%**(固定金利)

■資金枠／50億円 ※50億円に達したところで取扱を終了させていただきます。

■ご融資期間／最長5年 ■ご利用いただける方／イノベーション事業を起業または展開する長野県内の法人・個人事業主 ■担保／原則、物的担保が必要です。■保証人／法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則不要 ■保証会社・保証料／ご融資金額の50%は長野県信用保証協会の保証を受けていただきます。同協会の保証分につきましては、別途信用保証料が必要となります。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。※店頭でご返済額を試算いただけます。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



**長野県信用組合** けんしん

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

平成26年6月10日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月  
刊

# 中小企業レポート

2014

9

No.454

- 
- 2 **特集**  
平成26年度  
長野県中小企業融資制度のご案内
- 
- 6 **信州の里山紹介**  
車山（茅野市・諏訪市）
- 
- 8 **好機逸すべからず**  
～採択企業の取り組み事例紹介～  
有限会社多田プレシジョン(安曇野市)  
信光工業株式会社（長野市）
- 
- 12 **新支部長紹介**  
諏訪支部長 野村 稔氏  
上伊那支部長 中村紘司氏
- 



## 《車山：茅野市・諏訪市》

車山（くるまやま）は、長野県茅野市と諏訪市の境目に位置する山です。山頂には、車山神社という神社があり、諏訪大社の御柱祭が開催される年の9月に車山神社でも小宮御柱祭が開催されます。また、同じく山頂には1999年から老朽化によって廃止された富士山レーダーの代替として車山気象レーダー観測所が設置されています。



# 特集 平成26年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

※限度額の（ ）内は、事業協同組合等の中小企業団体の場合です。

## ■中小企業振興資金（一般枠）

- 【対 象 者】 経営の安定又は合理化のための資金を要する方
- 【限 度 額】 [設備] 1億円（1億1,000万円）  
[運転] 5,000万円（6,000万円）
- 【利 率】 年2.3%  
貸付期間1年以内の場合 年2.0%
- 【期 間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内（うち据置1年以内）  
[運転] 5年以内（うち据置6月以内）
- 【信用保証料】 2.20%以内
- 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担 保】 必要に応じて徴する。
- 【そ の 他】 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする場合は5人）以下の会社又は個人等の小規模事業者（以下、「小規模事業者」という。）の場合には、従来の県制度資金を借り換えることができます場合があります。この場合、新規の借入額を追加することが可能です。

## ■経営健全化支援資金（経営安定対策）

- 【対 象 者】 ① セーフティネット保証制度7号に該当する方  
※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
- ② 経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）
- (ア) 最近3ヶ月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少
- (イ) 最近6ヶ月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少
- (ウ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べて同じか減少

- 【限 度 額】 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円
- 【利 率】 年2.1%
- 【期 間】 [設備] 9年以内（うち据置1年以内）  
[運転] 7年以内（うち据置1年以内）
- 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内  
セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
- 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担 保】 必要に応じて徴する。

## ■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

- 【対 象 者】 ① セーフティネット保証制度5号に該当する方
- ② セーフティネット保証制度1～4号、6号、8号に該当する方  
※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
- ③ 経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）
- (ア) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること。
- (イ) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3か月間の売上高が前年同期に比べ同じか減少しており、かつ、直近決算期の収益性が0%以下で次の式を満たすこと。  
1期前の決算期の収益性－直近決算期の収益性 $\geq$ 1.5%
- (ウ) 急激な為替相場の変動の影響又は、消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3ヶ月以内（1ヶ月単位）の売上高又は収益性が、

その前の同期間又は、前年同期に比べ5%以上減少していること。

- (エ) 平成26年2月8日、及び14日から17日の降雪による影響を受けており、平成26年2月若しくは平成26年3月の売上高又は収益性がその前の月若しくは前年同月に比べ5%以上減少していること。〈取扱期間：平成26年9月30日まで〉

- ④ 連鎖倒産を防止するために資金を必要とする方

|         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 【限度額】   | 〔設備〕 3,000万円 〔運転〕 5,000万円                             |
| 【利率】    | 年1.8%                                                 |
| 【期間】    | 〔設備〕 9年以内（うち据置1年以内）<br>〔運転〕 7年以内（うち据置1年以内）            |
| 【信用保証料】 | 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内<br>セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし |
| 【保証人】   | 原則として法人代表者以外不要                                        |
| 【担保】    | 必要に応じて徴する。                                            |

## ■創業支援資金

|         |                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【対象者】   | 新規開業予定者及び新規開業者で事業実施のために資金を必要とする方                                                                                                                                                               |
| 【限度額】   | 〔設備〕 3,000万円 〔運転〕 1,500万円<br>※個人の新規開業予定者の場合は、設備・運転の合計で、自己資金の範囲内で2,500万円（3,000万円※）<br>ただし、創業関連保証を利用できる場合は、1,000万円（1,500万円※）まで自己資金不要                                                             |
| 【利率】    | 年1.6%                                                                                                                                                                                          |
| 【期間】    | 〔設備〕 10年以内、自動車5年以内（うち据置1年以内）<br>〔運転〕 5年以内（うち据置1年以内）                                                                                                                                            |
| 【信用保証料】 | 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内<br>創業等関連保証、創業関連保証利用の場合は自己負担なし                                                                                                                                      |
| 【保証人】   | 原則として法人代表者以外不要                                                                                                                                                                                 |
| 【担保】    | 必要に応じて徴する。                                                                                                                                                                                     |
| 【その他】   | ・個人で事業を開始する場合は商工会の経営指導員等による経営指導を受ける必要があります。<br>・創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、原則2,500万円（3,000万円※）まで無担保、無保証人による貸付となります。（法人代表者を除く。）<br>※ 産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業を行おうとする方が対象となります。 |

## ■新事業活性化資金

### 事業展開向け

- 【対象者】 ①-a 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方  
①-b 中小企業新事業活動促進法の認定事業者（経営革新計画の承認事業者等）、地域中小企業育成プロジェクト事業支援対象事業者、「社員の子育て応援宣言！」を行った事業者（宣言内容に必要な資金に限りです。）  
①-c 中小企業地域資源活用促進法・農商工連携促進法の認定事業者、長野県地域産業活性化基金・長野県農商工連携支援基金の助成を受けた事業者  
② 先端技術機器の導入、ICTの活用により、業務の合理化を図ろうとする方  
③-a 事業転換・新分野への進出を図ろうとする者  
③-b 建設業を営む方で、新分野への進出により事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方  
④ 事業承継により、既存事業を譲り受けようとする方  
⑤ 特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方

|         |                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【限度額】   | 〔設備〕 1億円 対象者①-b・①-c・④に該当する場合 1億5,000万円<br>〔運転〕 3,000万円                                                                                                                                                           |
| 【利率】    | 年2.1% 対象者①-c・④に該当する場合<br>年1.8%                                                                                                                                                                                   |
| 【期間】    | 〔設備〕 7年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）、<br>対象者①-aに該当する場合9年以内（うち据置1年以内）、<br>対象者①-b・①-c・③-b・④の場合10年以内（うち据置2年以内）、<br>対象者①-b・①-cに該当する場合建物等13年以内（うち据置3年以内）<br>〔運転〕 5年以内（うち据置1年以内）、<br>対象者①-a・①-b・①-c・③-b・④に該当する場合7年以内（うち据置1年以内） |
| 【信用保証料】 | 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内<br>経営革新計画の承認事業者等の場合は自己負担なしとなる場合があります。                                                                                                                                                |
| 【保証人】   | 原則として法人代表者以外不要                                                                                                                                                                                                   |
| 【担保】    | 必要に応じて徴する。                                                                                                                                                                                                       |
| 【その他】   | 経営革新計画の承認、地域資源の活用、農商工連携については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。                                                                                                                                                             |

## 長野県中小企業融資制度資金一覧表

| 例えばこんなときご利用ください                                                                                                                                       | 資金名          |            | 限度額<br>(組合は別途)                                                                                     | 利率 (年)                             | 貸付期間 (上限)<br>( ) 内建物等                                       | 据置<br>( ) 内建物等                                                       | 信用保証料                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ・ 早期に借入をしたい<br>・ 事業資金が必要な方                                                                                                                            | 中小企業振興資金     | 一般         | 設備 1億円<br>運転 (長期・短期)<br>5,000万円                                                                    | 2.3%<br>(1年以内 2.0%)                | 設備 7年 (13年)<br>運転 5年                                        | 設備 12月<br>運転 6月                                                      | 2.2% 以内                                                               |
| ・ 売掛金債権や棚卸資産を担保<br>として借入をしたい                                                                                                                          |              | 流動資産担保     | 運転 5,000万円                                                                                         | 2.0%                               | 運転 1年                                                       | なし                                                                   | 0.68%                                                                 |
| ・ セーフティネット保証 7号<br>・ 売上・収益が減少し、経営安<br>定のために資金が必要                                                                                                      | 経営健全化支援資金    | 経営安定対策     | 設備 3,000万円<br>運転 3,000万円                                                                           | 2.1%                               | 設備 9年<br>運転 7年                                              | 設備 12月<br>運転 12月                                                     | 県・市町村補助<br>により自己負担<br>0.44% 以内<br><br>セーフティネット<br>保証利用の場合自<br>己負担なし   |
| ・ セーフティネット 5号<br>・ セーフティネット 1～4、6、8号<br>・ 売上・収益が著しく減少し、<br>経営安定のために資金が必要<br>・ 消費税率引上げに伴う経営環境<br>の悪化により売上等が減少している方<br>・ H26年2月の大雪の影響を受け<br>売上等が減少している方 |              | 特別経営安定対策   | 設備 3,000万円<br>運転 5,000万円                                                                           | 1.8%                               | 設備 9年<br>運転 7年                                              | 設備 12月<br>運転 12月                                                     |                                                                       |
| ・ 災害に被災し、資金が必要                                                                                                                                        |              | 災害対策       | 設備 3,000万円<br>運転 3,000万円                                                                           | 1.5%<br>北部地震被災者は 1.3%              | 設備 10年 (12年)<br>運転 5年                                       | 設備 12月<br>運転 12月                                                     |                                                                       |
| ・ これから創業しようとする方<br>・ 創業間もない方                                                                                                                          | 創業支援資金       |            | 設備 3,000万円<br>運転 1,500万円<br>(新規開業予定者は<br>設備・運転合計で<br>2,500万円。認定特<br>定創業事業者にあっ<br>ては3,000万円)        | 1.6%                               | 設備 10年<br>自動車 5年<br>運転 5年                                   | 設備 12月<br>運転 12月                                                     | 県・市町村補助<br>により自己負担<br>0.44% 以内<br><br>創業関連保証・創<br>業等関連保証の場<br>合自己負担なし |
| ・ 新たな事業展開を図る方<br>・ 経営革新計画の承認を受けた方<br>・ 先端技術機器を導入する方<br>・ 新分野へ進出しようとする方<br>・ 事業を譲り受けようとする方                                                             | 新事業活性化資金     | 事業展開向け     | 設備 1億円<br>新事業活動促進法<br>認定事業者等の場<br>合 1.5億円<br>運転 3,000万円                                            | 2.1%<br>(知事が特に<br>認めるもの<br>は、1.8%) | 設備<br>7年、9年、10年<br>(12年、13年)<br>運転<br>5年、7年                 | 設備<br>12月、24月<br>(36月)<br>運転 12月                                     | 県・市町村補助<br>により自己負担<br>0.44% 以内<br><br>経営革新関連保証<br>等利用の場合自己<br>負担なし    |
| ・ 商店街の活性化を図ろうとする方<br>・ 地場産業の活性化に取り組む方<br>・ 観光資源を活用して宿泊施設<br>や観光地の活性化に資する施<br>設の整備を図ろうとする方                                                             |              | 地域活性化向け    | 設備 1億円<br>運転 3,000万円                                                                               |                                    | 設備 7年 (12年)<br>運転 5年                                        | 設備 12月<br>運転 12月                                                     |                                                                       |
| ・ 環境規制に対応するための研<br>究開発、生産設備導入を行う方<br>・ 事業用建築物の耐震補強を行う方<br>・ 宿泊施設の防火安全対策を行う方<br>・ 地下タンクの流出事故防止対<br>策を行う方                                               |              | 防災・環境調和向け  | 設備 1.5億円<br>運転 3,000万円                                                                             | 2.1%                               | 設備 10年 (13年)<br>運転 7年                                       | 設備 24月<br>(36月)<br>運転 12月                                            |                                                                       |
| ・ 工業団地に工場等 (研究開発<br>施設含む) の新設、移転を行<br>おうとする方<br>・ 工業団地内の工場等に新たに<br>設備導入を行おうとする方<br>・ ICT 産業等立地助成金の交付を<br>受け、当該事業に係る施設の新<br>設又は移転を行おうとする方              |              | 企業立地向け     | 設備 3億円<br>(知事特認 5億円)<br>研究開発施設の場合<br>設備 5億円<br>運転 5,000万円<br><br>設備導入の場合<br>設備 1.5億円<br>運転 3,000万円 | 1.8%                               | 設備 15年<br>設備導入の場合<br>設備 10年<br>研究開発施設及び<br>設備導入の場合<br>運転 7年 | 設備 36月<br>設備導入の場<br>合<br>設備 24月<br>研究開発施設<br>及び設備導入<br>の場合<br>運転 12月 |                                                                       |
| ・ 現在の事業から次世代産業へ<br>の新規参入・事業転換計画を<br>作成しようとする方<br>・ 現在の事業から次世代産業へ<br>の新規参入・事業転換を開始<br>する方又は、間もない方                                                      |              | 次世代産業向け    | 設備 1億円<br>運転 3,000万円                                                                               |                                    | 設備 10年 (13年)<br>運転 7年                                       | 設備 24月<br>(36月)<br>運転 12月                                            |                                                                       |
| ・ 節電・省エネルギー対策のため<br>の設備の設置等を行おうとする方                                                                                                                   |              | 節電・省エネ対策向け | 設備・運転合計<br>5,000万円                                                                                 |                                    | 設備 10年<br>運転 7年                                             | 設備 24月<br>運転 12月                                                     |                                                                       |
| ・ 海外へ販路開拓等を行おう<br>とする方                                                                                                                                |              | 海外展開向け     | 設備 1億円<br>運転 3,000万円                                                                               | 2.1%                               | 設備 7年 (12年)<br>運転 5年                                        | 設備 12月<br>運転 12月                                                     | 県補助により自己<br>負担 1.1% 以内                                                |
| ・ 認定経営革新等支援機関の支援を<br>受けて経営改善を図ろうとする方                                                                                                                  | 経営力強化支援資金    |            | 設備 1億円<br>運転 3,000万円                                                                               | 1.8%                               | 設備 7年<br>運転 5年、10年                                          | 設備 12月<br>運転 12月                                                     | 2.0% 以内                                                               |
| ・ 東日本大震災の影響を受け、<br>売上高が減少している方                                                                                                                        | 東日本大震災復興支援資金 |            | 設備 3,000万円<br>運転 5,000万円                                                                           | 1.5%                               | 設備 10年<br>運転 8年                                             | 設備 24月<br>運転 24月                                                     | 県・市町村補助に<br>よって自己負担なし                                                 |
| ・ 法的整理中であるが、事業再<br>生のために資金を必要とする方<br>・ 長野県中小企業再生支援協議会、<br>(株)地域経済活性化支援機構、(株)<br>整理回収機構、長野県信用保証協会<br>又は金融機関の再生支援担当部門<br>の支援を受けて再生を図ろうとする方              | 再生支援資金       |            | 運転 5,000万円                                                                                         | 金融機関所定                             | 運転 3年、10年                                                   | 運転 12月<br>(一部を除く)                                                    | 県補助により自己<br>負担 1.1% 以内                                                |



## ご利用前にご覧ください。

### 【1】ご利用できる方

中小企業信用保険法に該当する中小企業者等（一部業種を除く）  
〔中小企業の範囲〕

| 業種                                               | 資本金       | 従業員数   |
|--------------------------------------------------|-----------|--------|
| 小売業                                              | 5,000万円以下 | 50人以下  |
| サービス業                                            | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業                                              | 1億円以下     | 100人以下 |
| ゴム製品製造業<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く) | 3億円以下     | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                               | 3億円以下     | 300人以下 |
| 旅館業                                              | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 建設業・その他産業                                        | 3億円以下     | 300人以下 |

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)

※原則として県内に事務所・事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります（新規開業予定者を対象としている資金もあります）。

※詳しくは信用保証協会又は県産業立地・経営支援課、県地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

### 【2】ご利用できない方

- ・農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等は対象となりません。
- ・信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方（事業再生保証は除く）
- ・手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・経営継続の見込みのない方
- ・悪質な税滞納のある方
- ・営業と家計が分離していない方 等

### 【3】ご利用前にご確認ください。

- 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- 初めて制度資金をご利用になる場合は、事業実態を確認（現地調査）させていただきます。
- 県内に本支店のある都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金、県信連、農協（信用保証協会と契約のある場合に限る）で取扱っております。
- 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります（貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません（短期資金は除く））。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの

### 【4】信用保証料補助制度について

- ・経営健全化支援資金、創業支援資金、新事業活性化資金（海外展開向けは除く。）、東日本大震災復興支援資金を利用する場合、県と市町村が信用保証料を補助します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ・新事業活性化資金（海外展開向けに限る）及び再生支援資金については、県が信用保証料の一部を補助します。
- ・中小企業振興資金及び経営力強化支援資金については、信用保証料補助制度はありません。

【信用保証料の計算方法（県制度資金の場合）】

信用保証料＝据置期間分保証料＋割賦返済部分保証料  
 据置期間分保証料＝保証金額×据置期間／365×保証料率  
 割賦返済部分保証料＝保証金額×（保証期間－据置期間）／365×保証料率×割賦返済回数別係数

【県制度資金に係る保証を利用した場合（経営健全化支援資金・創業支援資金・新事業活性化資金（海外展開向けは除く。）・東日本大震災復興支援資金）】

| 信用保証料率                     | 割引               | 県補助割合 | 市町村補助割合 | 中小企業支払分保証料割合 |
|----------------------------|------------------|-------|---------|--------------|
| (責任共有制度対象)<br>0.35%～1.90%  | 有担保<br>△0.10%    | 2／5   | 2／5     | 1／5          |
| (責任共有制度対象外)<br>0.40%～2.20% | 中小企業会計<br>△0.10% |       |         |              |

(セーフティネット保証等、県・市町村の全額補助により中小企業者負担がない場合があります。)

### 【5】担保・保証人の取り扱い

- ・法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を保証人とする場合があります。
  - ① 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者
  - ② 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
  - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ・担保については、原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとしています。信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保・無保証人による貸付が受けられる場合があります。この場合には、法人代表者が保証人となる必要があります。



しあわせ信州

※このパンフレットの内容は、平成26年4月現在の内容です。最新の内容は県ホームページ等でご確認いただくか、産業立地・経営支援課又は地方事務所商工観光（建築）課までお問い合わせください。

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

(長野県庁5階 ☎ 026-235-7200)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html>

夏なのに冷涼な気候が製品のイメージにピッタリだと大手電機メーカーのエアコン名にネーミングされた“霧ヶ峰”高原、その最高峰が車山（1,925m）です。山頂までは車山スキー場からリフトで登ることもできますが、おススメは諏訪市側の霧ヶ峰自然保護センターから車山肩を通して山頂へ向かう約2時間のコース。車山湿原を横に美を競う高山植物が晩秋まで楽しめます。最後の10分はややきつい勾配ですが、富士山頂に代えて気象レーダーが設置された車山頂上からは八ヶ岳・富士山・南アルプス・北アルプスのほか、眼下には諏訪の平らが望めます。

とおい昔、富士山と背比べをしていた八ヶ岳が



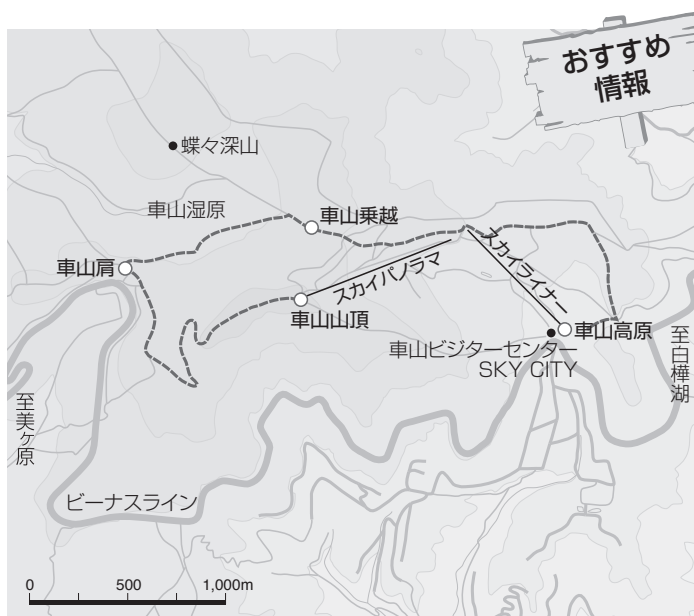
でいらぼっち伝説の小泉山（右）と大泉山（左）

富士山に蹴飛ばされて八つに崩れてしまいました。妹の蓼科山は「お兄ちゃんが可哀想」と当たりかまわず大声で泣き、とうとうその涙が川となり流れて諏訪湖ができました。この頃、この地には「でいらぼっち」という大男がいて、この諏訪湖を埋めようと大きな手で土の山を運びましたが、その時に落とした土が諏訪の平らにポツンとある大泉山と小泉山です。「でいらぼっち」は自分が落としたこの山に足を引っ掛けてしまい、尻餅をついたところ諏訪湖がさらに大きな湖になったので、あきらめて塩尻峠をひとまたぎに松本方面へ消えていきました。

これは、私が小さい頃に祖母から聞かせてもらった話の記憶ですので、本当は少し違うかもしれませんが、諏訪地方には「八ヶ岳と富士山の背比べ」「車山の天狗伝説」など多くの民話が残っています。みなさんも登る前に少しでも諏訪の伝説を調べてみて下さい。車山頂上からの景色を見ながらこの地を愛した先人達の伝説を思い浮べれば、きっと、違った情景が見えてくると思います。



諏訪湖温泉旅館協同組合  
事務局 堀 元彰



## 車山（茅野市・諏訪市）：標高1,925m

明るい山吹色のニッコウキスゲの群生は夏の風物詩として有名ですが、春から秋にかけて多くの草花が至るところで見られます。

また、諏訪大社の御柱祭が開催される年の9月に車山神社でも小宮御柱祭が開催され、全国的にも珍しい御柱の引き上げが行われます。



コオニユリ

車山  
への  
行き方

JR中央本線茅野駅よりバスで約1時間  
中央自動車道諏訪ICより国道152号線（ビーナスライン）に入る。車で約40分。





# 平成26年度 中小企業組合 検定試験

**12月7日(日)**

- 試験科目 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日 平成26年12月7日(日)
- 長野会場 長野市「長野第一ホテル」  
長野市南千歳1-16-2 TEL.026-228-1211
- 願書受付期間 平成26年9月1日(月)～10月15日(水)
- 受検料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

お問い合わせ先  
都道府県中小企業団体中央会・全国中小企業団体中央会  
TEL.03-3523-4905 <http://www.chuokai.or.jp>  
主催／全国中小企業団体中央会  
後援／中小企業庁 協力／都道府県中小企業団体中央会

ながの共済

傷害共済



## 経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

# 経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

**2,000<sup>※</sup>万円**

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

**継続は  
85歳まで!**

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

**0120-86-9431**

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階  
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階  
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階  
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階  
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885  
TEL.0268(24)1789  
TEL.0263(33)0510  
TEL.0266(78)4033  
TEL.0265(24)7099

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.23

有限会社多田プレジジョン（安曇野市）

「みんな脇役、みんな主役」

技能と技術の両輪で高精度なものをづくりを極める。

## 全国で高く評価される超精密加工部品

安曇野の美しい田園風景の中、豊かな木々に囲まれるようにして土蔵造りの和風建築が立っています。一見、昔からの大きな農家。しかしモニュメント風の看板に導かれて中に入ると、そこは超精密部品の加工工場でした。

金属切削加工をコア技術に、治工具の金型試作、工業用ロボットや医療器具など精密機械の高精度部品を中心に手がける、多田プレジジョン。マシニングセンター、NC旋盤から汎用機までさまざまな加工機から、3次元CAD、非接触CNC画像測定機まで、工場内には所狭しと各種機械が並びます。

「どんな難しい注文も断りません」。多田勲社長のものづくりのプロとしてのこだわりから、オーダーは単品からと、文字通りの多品種少量生産です。現場で長年にわたって積み重ねてきた技能と、コンピュータを駆使した最先端技術との両輪で、1000分の1ミリ単位の精度を追求。つくり出す超精密加工部品は全国でも高く評価されています。

掲げるスローガンは「みんな脇役、みんな主役」。社員一人ひとりが手がける製品一つひとつが、同社の技術とものづくりの姿勢を雄弁に語っています。

同社はものづくり補助金を活用して高精度ワイヤ放電加工機を導入。医療機器部品の形状複雑化と、納期短縮への対応をさらに強化しました。

## 「元気・やる気・スピード感」を持つ技術者を育成

「金属加工でも、建築やエクステリア、看板でも、それをつくる職人の技にはそれぞれこだわりがある。それを見せることが社員教育につながっているんです」



高精度ワイヤ放電加工機を導入



工場内に所狭しと並び加工機械

古民家風の工場づくりにこだわった理由を熱く語る多田社長は、フライス盤作業、金型仕上げ作業など4種目の1級技能士。半世紀以上にわたり金属加工一筋に磨き上げてきた職人技により、平成21年厚労省「現代の名工」に選ばれました。

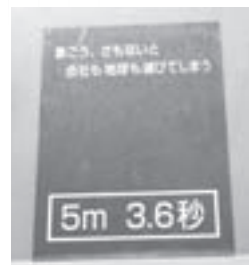
「私の技能を後世に伝えたい。そのためにはつねに現役の職人として、生の技を伝えていかなければだめだ」と多田社長。若手を中心とする7人の社員を頼もしそうに見つめながらも、時に大声で厳しい言葉を飛ばします。機械に向かう姿勢から加工製品の持ち方、加工面の旋盤への当て方まで、若い社員には現場で毎日徹底したマンツーマン指導を繰り返しているのです。

その場で軽々と腕立て伏せを繰り返す多田社長。その強靱な身体は70歳の今も会社をあげて楽しむソフトボールの賜物でしょう。全身全霊でものづくりに立ち向かう厳しく細かい指導により、



社長自ら手本を見せる

技術・技能、ものづくりの精神を伝え、基礎体力（元気・やる気・スピード感）を持った優秀な技術者の育成に力を注いでいます。



工場床に貼られている



## 有限会社多田プレジジョン

代表者 代表取締役 多田 勲  
創業 1986（昭和61）年5月  
資本金 300万円  
本社 安曇野市三郷明盛3680

事業内容 各種省力自動機械・治工具・金型試作、超精密部品加工・組立





# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.24

信光工業株式会社（長野市）

「機能めっき」に特化し最先端の技術・ニーズに対応。  
独自の研究体制にさらに磨きをかける。

## 「機能めっき」に特化

2014年2月に打ち上げられ、地上と宇宙の双方向でデータ通信実験を行っている信州製可視光通信実験衛星「ぎんれい」。信州大学と、信光工業をはじめとする県内企業各社が中心となって開発した初の人工衛星です。

同社は「ぎんれい」に搭載される反射型凹面鏡に、特殊電解研磨後、裏面に「黒無電解めっき」を施し、その反射率を高め、衛星の放射性を高めることに成功。「当社の黒無電解めっきは真空中における放射性の高さが評価され、核融合研究所の施設でも採用されています。それがぎんれいでの採用につながりました」と荒井亮治社長は胸を張ります。

同社は創業以来100年近くめっき技術を追求。現在は、金属などの素材に電気的特性、物理的特性、光学的特性、熱的特性といった特定の機能を与える、リレー部品やコネクター接点など電子部品に欠かせない「機能めっき」に特化しています。「大量生産ではなく、手作業による高機能品、試作への対応を主体に手がけています」と荒井社長。

電気めっき、合金電解めっき、無電解めっきの技術を駆使し、Ni・Si・Au三色部分めっき、極小ピンへの部分めっき、複雑な形状へのめっきなど、用途に応じた難易度の高いめっきに対応。扱う素材も、アルミ・銅・鉄の合金、タングステン・チタンなどの特殊合金から、エンジニアリングプラスチック、セラミックまで幅広く手がけています。

## 環境分野でも新たな可能性

同社では独自の研究開発にも積極的に取り組んでいます。

その一つが、樹脂成形品の表面にめっきなどの金属膜で回路を形成するMID（3次元形成回路）。



補助金活用の試作開発ライン

スマホにも搭載される最先端技術にいち早く取り組み、技術を確立、積極的に拡販を図っています。

さらに、ものづくり補助金を活用して「省エネ・環境配慮型・多機能対応試作開発ライン」を導入。独自の研究体制にさらに磨きをかけようとして取り組んでいます。

一方、同社では、めっきから派生した事業として、有価スラッジの山元へのリサイクル、環境衛生機器の販売も行っています（環境事業部）。

「普通の水に美容・健康の機能をプラスした水素水の生成装置に力を入れています。さらに、塩と水で電解して生成される次亜塩素酸水は除菌・消臭・漂白に優れた性質があり、それを活かした次世代除菌システムの開発にも取り組んでいます」

同社では幼稚園やリネンサプライ会社などへの導入を進め、さらに普及・拡販を図っていく計画です。

めっきから派生した技術で、環境分野でも新たな可能性を拓く同社の取り組みが注目されています。



手作業による機能めっき



水素水生成装置と電解水生成装置



## 信光工業株式会社

代表者 代表取締役 荒井亮治  
創業 1918（大正7）年  
資本金 3,500万円  
本社 長野市風間2034



TEL.026-221-1280 FAX.026-221-9866  
事業内容 表面処理事業部（半導体製造装置、コネクター等電子部品などの機能めっき）、環境事業部（有価スラッジの山元への還元、環境・衛生関連機器販売）、きのこ事業部



# How To 労務管理



特定社会保険労務士

中村 光子 氏



## 「マイナンバー制度」と 企業の実務対応

国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を1つの番号で管理する共通番号「マイナンバー制度」が2016年1月から導入されます。今回は、マイナンバー制度の内容と導入までのスケジュール、各企業は導入にあたりどのように対応していかなければならないのか（現時点で考えられること）をまとめてみました。

### 1. 「マイナンバー制度」とは

マイナンバー制度とは、番号を個人に1つずつ割り当て、年金などの社会保障と納税をその個人番号（12桁）で管理する制度のことです。これにより行政手続きの際、添付書類が不要になるメリットがある反面、個人情報の漏えい問題、詐欺・なりすまし問題など懸念事項も多々あります。

また国民向けポータルサイト「マイ・ポータル」が立ち上がれば、自分の年金記録や税金の払込記録などがチェックでき、自分の個人情報がいつ何のために利用されたのかの確認もできるようになります。

なお、法人には法人番号が付番され、管理されます。

### 2. 「マイナンバー制度」導入のスケジュール

#### ①2015年10月～

市区町村から国民全員にマイナンバーが通知されます。

#### ②2016年1月～

マイナンバーの利用がスタートします。マイナンバーの通知カードと引き換えに「個人番号カード」が交付されます。

### 3. 「マイナンバー制度」導入により企業が対応しなければならない事項

#### ①マイナンバーの対応体制整備

企業が社員のマイナンバーを扱う上で注意しなければならないことは、個人情報保護です。マイナンバー法は個人情報保護法の個別法という位置づけになるため、罰則規定等が従来の個人情報保護法よりも重くなります。マイナンバーを扱う人事総務部門は、マイナンバー制度の内容や取扱いについてよく理解しておく必要があります。またマイナンバーの取扱いを盛り込んだ規定整備等も必要になると思います。

#### ②社員の人事・給与

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料（医療保険、介護保険、年金保険）の支払い、社会保険の得喪手続き等において、マイナンバーを使用するようになります。また扶養の手続き等では社員のマイナンバーだけでなく、配偶者や扶養親族のマイナンバーも告知してもらう必要があります。

給与システムにおいてもマイナンバーに対応した変更作業が必要になるでしょう。

法人については、公的機関へ書類を提出する場合には、法人番号を記載して申告するようになると想定されます。

まだ先のことのようには思われますが、今後の細かな決定事項等に目を向け対応していきましょう。

# 信州大学経営大学院・長野県信用保証協会共同公開講座 信用保証協会経営セミナーを開催します

信州大学経営大学院と共同で中小企業の皆さまや関係機関の皆さまを対象とした「信用保証協会経営セミナー」を以下の日程で開催します。

大勢の皆さまのご参加をお待ちしております。

| 会 場 |         | 開 催 日 時                                         | 定 員 |
|-----|---------|-------------------------------------------------|-----|
| 飯 田 | シルクホテル  | 平成26年10月7日(火)<br>14時00分～17時00分<br>(受付開始13時30分)  | 50名 |
| 長 野 | メルパルク長野 | 平成26年10月21日(火)<br>14時00分～17時00分<br>(受付開始13時30分) | 80名 |

## 内容

### <飯田会場>

#### ◆講演 「中小企業事業承継の戦略的実践」

講師：東成エレクトロビーム株式会社 代表取締役会長 上野 保 氏

#### ◆オープンディスカッション 「事業承継を考える」

東成エレクトロビーム株式会社 代表取締役会長 上野 保 氏

信州大学経営大学院 教授 鈴木 智弘 氏

### <長野会場>

#### ◆講演 「円滑な事業承継 その日へ向けて」

講師：信州大学経営大学院 特任教授 大野 雄三 氏

#### ◆講演 「近年における税制など諸法制の改正を踏まえた事業承継対策の検討」

講師：三井住友信託銀行 プライベートバンキング部 企業財務コンサルタント 伊波 有顕 氏

主 催：長野県信用保証協会・信州大学経営大学院

後 援：長野県中小企業団体中央会・長野県経営者協会・長野県商工会議所連合会

長野県商工会連合会・長野県中小企業振興センター

長野県事業引継ぎ支援センター・飯田商工会議所・長野商工会議所

参加費：無料

※事前申込が必要です（各回とも定員になり次第締め切りとさせていただきます）

お申し込み・お問い合わせ先



## 長野県信用保証協会

総務部企画情報課

TEL：026-234-7680 FAX：026-233-5030 E-mail：kikaku-joho@nagano-cgc.or.jp

## 新支部長 インタビュー



### 諏訪支部長 野村 稔 氏

諏訪工業協同組合 理事長

キッツ協同組合 理事長

野村ユニソン株式会社 代表取締役社長

諏訪支部は岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡の中央会会員72組合で構成されています。

#### 1. 新支部長に就任されたご感想は？

なんとか中小企業のためにお役にたてるよう頑張らねばならないなと思っております。

#### 2. 中央会、組合活動について日々感じていることは？

中小企業同士が知恵を出し合ってこの難局を乗り越えていくためには「小さい力を大きな力にしていく。」ということが大切かなと思っています。難しい時代ではありますが、中央会と相談しながらよい知恵を出し合っていく必要があると思っています。

#### 3. ご自身の組合、企業について教えてください

組合の中には製造業だけではなく、いろいろな業種がありますので、そういった皆様の知恵が組合の中で活かせるようにしていきたいと思っています。

野村ユニソン(株)では、「行動規範」を、わかりやすく、かみくだき、より具体的な行動ができるようにした「ノムラユニソンウェイ(NUW)」を作成し、製造部門だけではなく、サービス部門を含めた全従業員が社会・地域・人・環境との調和をはかり活動していけるよう取り組んでいます。

## 新支部長 インタビュー



### 上伊那支部長 中村 紘司 氏

伊那市コミュニティカード協同組合 理事長

メガネ・宝石 ナカムラ 店主

上伊那支部は伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡の中央会会員49組合で構成されています。

#### 1. 新支部長に就任されたご感想は？

小泉元総理大臣のスピーチで「人生には三つの坂がある。のぼり坂、くだり坂、そしてまさかである。」というのを聞いた覚えがあ

るが、まさにその「まさか」の心境でした。

#### 2. 中央会、組合活動について日々感じていることは？

アベノミクスの一環で、補助金公募などが増え、まちづくり補助金を活用したり、ものづくり補助金申請の支援をしてもらったりと、中央会にはいろいろお世話になっています。

#### 3. ご自身の組合、企業について教えてください

伊那コミュニティカード(協)で発行している「いーなちゃんカード」はポイントを貯めるだけではなく電子マネー機能のついたコミュニティカードで、伊那市の住民基本台帳カードとしての機能を持ち合わせたカードです。駒ヶ根市・飯島町・中川村の「つれってっカード」とも提携しており、将来は同じシステムを運営している全国の商店街と提携していけたらいいなと思っています。



# 大学・短大・高専・専門学校生をお持ちの 保護者の皆様へ！

参加  
無料

◆お子様に**合同就職面接会**への参加をお勧めください

◆皆様方は**保護者向けセミナー**に参加しましょう

長野県中小企業団体中央会は、大学等の若手人材を地域中小企業の戦力にするため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組んでいます。

この事業の一環として合同就職面接会・保護者向けセミナーを下記により開催します。

| 開催日               | 会 場                                  | 事業名       | 日程                       | 対象  |
|-------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------|-----|
| 平成26年<br>9月16日（火） | 長野市<br>ホテルメトロポリタン長野<br>JR長野駅善光寺口徒歩1分 | 保護者向けセミナー | 10:00～12:00<br>受付 9:30～  | 保護者 |
|                   |                                      | 合同就職面接会   | 13:00～16:30<br>受付 12:30～ | 学生等 |
| 平成26年<br>9月18日（木） | 松本市<br>ホテルブエナビスタ<br>JR松本駅お城口徒歩7分     | 保護者向けセミナー | 10:00～12:00<br>受付 9:30～  | 保護者 |
|                   |                                      | 合同就職面接会   | 13:00～16:30<br>受付 12:30～ | 学生等 |

## ■保護者向けセミナー

- ◆第一部：就活における親の適切なアドバイス、第二部：採用担当者との個別面談
- ◆事前申込が必要です。ホームページから申込書をダウンロードしてお送りいただくか又は下記まで電話等でお申込みください。

## ■合同就職面接会

- ◆平成27年3月大学・短大・高専・専修学校卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の未就職者
- ◆参加申込は不要です。筆記用具持参で直接会場にお越しください。
- ◆長野県内は約60社、松本会場は約40社の中小企業が参加！参加社名は9月9日（火）の信濃毎日新聞広告に掲載しました。ホームページでも掲載しております。



昨年の様子

## 【問い合わせ／申込み先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村  
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F  
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp  
人材確保・定着支援事業ホームページ

長野県中央会 人材

検索

## 新規学校卒業予定者、一般求職者を採用予定の雇用主の皆様へ 「公正な採用選考を」

- ◇応募者の適正と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。
- ◇募集に使用する書類については、新規高等学校卒業予定者は「全国高等学校統一応募用紙」を、新規中学校卒業予定者は「厚生労働省で定めた用紙」を、新規大学等卒業予定者の応募用紙は、厚生労働省で示している「標準的事項の参考例」を活用してください。新規学卒以外の応募者については「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」を使用してください。
- ◇「エントリーシート」を使用する場合は、就職差別につながるおそれのある項目を設けないでください。
- ◇就職差別を意図とした又は就職差別につながる恐れのある身元調査を行うことは、公正な採用選考を求める目的に反するものです。

※平成26年度採用選考開始日等

新規高等学校卒業予定者：9月16日、新規中学校卒業予定者：1月1日（飯山所管内は12月1日）、新規大学等卒業予定者：10月1日採用内定開始

お問い合わせは、長野労働局職業対策課又は各ハローワークへ

## 「働きやすい・働きがいのある職場づくり」 目指しませんか？

雇用情勢が好転する中で、企業における人手不足感が高まってきていますが、人材確保や職場定着などを図るためには、「働きやすい・働きがいのある職場づくり」が重要です。

また、仕事に対する従業員の意欲が低い、従業員がなかなか職場に定着しないなど、従業員の雇用管理でお悩みの事業主の方も多いかと思います。

このような場合には、従業員の「働きがい」や「働きやすさ」の意識を高めると、働く意欲が向上し、職場での定着率が上がり、さらには会社の業績向上に効果があることが調査で明らかになっています。

従業員の「働きがい」や「働きやすさ」意識を高めるには、評価や処遇、人材の育成、人間関係についての管理など、適正な雇用管理の実施が効果的です。

あなたの会社も適正な雇用管理を行って、「働きやすい・働きがいのある職場づくり」を目指しませんか？

### 「働きやすい・働きがいのある職場」のメリット

- ◆ 従業員の意欲が高まります ◆ 従業員が定着します ◆ 会社の業績につながります

「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた資料を厚生労働省ホームページに掲載しています。

#### ・「働きやすい・働きがいのある職場づくり事例集」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/jireisyu.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/jireisyu.pdf)

#### ・「働きやすい・働きがいのある職場づくりに関する調査報告書」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/houkoku\\_zentai.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/houkoku_zentai.pdf)

#### ・リーフレット『目指しませんか？「働きやすい・働きがいのある職場づくり」』

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/leaflet.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/dl/leaflet.pdf)

## 企業組合のススメ

中小企業組合士 朝間 庸介  
(行政書士、登録2級建設業経理士)



企業組合とは、個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組織です。そのため組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければならないこと、組合の事業に従事する者の3分の1以上が組合員であることが必要です。(中協法第9条の11)

かつて産業が興った頃は、すべて家内工業であり、それぞれの資本と労働力だけで仕事を行っていましたが、それでは資本や労働力が足りないので、家内工業を否定する形で株式会社制度が発展してきました。しかし株式会社制度が発展するにつれ、資本と労働の分離が進み、株主は利益だけを重視するようになり、労働者も企業が獲得した利益は自分たちにあまり還元されないという不満が出てきました。そこで株式会社制度から再び資本と労働を一体化し、働く喜びと人間性の回復を目指すということで、企業組合制度が脚光を浴びています。そこでは企業組合制度は昔の家内工業に戻るということではなく、人間性の回復を目指すという正に21世紀型経営組織なのです。

私は、これからの日本にとって、企業組合制度の活用こそが日本経済の活性化の起爆剤になると思います。まず高齢化や少子化に伴い新しく生まれる諸々の産業が、利益だけを目的とする株式会社には馴染まない、キメの細かなホスピタリティを要請していますが、これには企業組合での対応が一番適切かと思います。さらに現在の日本社会では、正社員になれない若者、元気な定年退職者、子育てを終えた女性たちなど会社勤めのできない人々がたくさんいます。その人たちは、会社へ勤めることなど希望せずに、自発的に同じ境遇の仲間を募って企業組合を設立するにはまたとないチャンスです。企業組合設立にはそんなにお金がかからず簡単にできますので、ぜひ中央会へ相談してみてください。



# ご存じですか？

## 長野県中央会の共済制度



### Jプラン

(普通傷害保険)

従業員の業務上のケガのリスクから企業経営を守ります。個別で加入するより保険料が約59%割安\*<sub>1</sub>となります。保険料は全額損金処理が可能です\*<sub>2</sub>。

(※1) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口契約割引10%を適用しています。

(※2) 条件によっては損金処理できないケースもあります。詳細については税理士または税務署にお問い合わせください。

※Jプラン(普通傷害保険)引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社

※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



三井生命



### 特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

## 生命保険

『長野県中央会団体扱\*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

\*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※記載の内容は、平成26年6月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を最寄の三井生命で承っております。

|    | 営業部  | 住 所                       | 電話番号         |
|----|------|---------------------------|--------------|
| 北信 | 長 野  | 〒380-0824 長野市南石堂町1282-16  | 026-226-2820 |
|    | 松 本  | 〒390-0811 松本市中央1-21-8     | 0263-35-8519 |
| 中信 | あづみ野 | 〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2 | 0263-84-0256 |
|    | 上 田  | 〒386-0023 上田市中央西1-14-26   | 0268-24-2755 |
| 東信 | 東 御  | 〒389-0517 東御市県135-1       | 0268-64-5413 |
|    | 佐 久  | 〒385-0043 佐久市取出町561       | 0267-62-0358 |
|    | 丸 子  | 〒386-0405 上田市中丸子1647-7    | 0268-43-0818 |
| 南信 | 飯 田  | 〒395-0086 飯田市東和町2-33-5    | 0265-24-4980 |
|    | 諏 訪  | 〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1   | 0266-52-1356 |

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL:0263-34-3585

B-26-1182 (H26.5) 使用期限H27.3  
三井KB-26-294

# 「信州あいさつ運動」広報キャンペーンへの協賛のお願い

謹啓 時下皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、長野県青少年育成県民会議の活動に格別のご理解とご協力を賜り、改めて深く感謝申し上げます。県民会議は、県及び青少年関係機関・団体と連携を図り、青少年健全育成及び非行防止のための県民運動を展開することを目的として昭和45年に設立され、県民運動の中心的役割を果たしてまいりました。

さて、県民会議では、自己肯定感が低く、自分に自信が持てない子どもたちが多くなっているという実状に危機感をもち、「大人から子どもにあいさつをすることで、子どもたちを元気づけ、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する」ことを目的として、4月に「信州あいさつ運動」をスタートさせました。

おかげさまで、4月以降、新たにあいさつ運動を始める地域・団体が着実に増え、「子どもからあいさつをされてうれしい」といった声を多数いただくようになりました。

あいさつは、人材育成の基本であり、暮らしやすい地域づくり、おもてなしにも通じる信州の価値を高める活動です。

この運動を県民の皆さん全員に知ってもらい広げるために、平成26年12月から平成27年3月まで集中的に「信州あいさつ運動」広報キャンペーンを実施したいと考えております。

何卒趣旨をご理解いただき、あいさつ運動への参加とご協賛をお願い申し上げます。

謹白

平成26年（2014年）8月

長野県青少年育成県民会議  
会長 阿部守一

**信濃毎日新聞広告特集、民放各テレビ局のスポット、民放各ラジオ局のスポットにおいて、平成26年12月から平成27年3月の期間、集中的に広報キャンペーンを実施します。**

## 【「信州あいさつ運動」広報・PRサポーター 協賛メニュー】

### ◆サポーター（3万円／1社）※税別

#### (1) 企業名の表示

新聞広告特集に企業名（連名）の表示をいたします。

また、「信州あいさつ運動」ホームページへの企業名（連名）の表示をいたします。

#### (2) 〈信州あいさつ運動〉の呼称権

自社のCM、広告、印刷物等に「当社は〈信州あいさつ運動〉に協賛しています」の表記ができます。

### ◆団体サポーター（1万円／1社）※税別

#### (1) 各経済団体、任意団体等が代表となって、加盟メンバーにご協賛をいただきます。

新聞広告特集の各団体名に続いて企業名（連名）を表示します。

同様に、「信州あいさつ運動」ホームページで各団体名に続いて企業名（連名）を表示します。

### ◆個人サポーター（1万円／1者）※税別

#### (1) 新聞広告特集の個人名（連名）を表示します。

同様に、「信州あいさつ運動」ホームページで個人名（連名）を表示します。

※「信州あいさつ運動」ホームページURL <http://www7.ocn.ne.jp/~nagano/aisatsu.html>

ご協賛いただく際には中央会にお申し付けください。(TEL：026-228-1171 FAX：026-228-1184)

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

わが社にも退職金制度！  
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。  
【お問合せ先】（独立労働者退職金共済機構）  
中小企業退職金共済事業本部  
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2014

9

No.454

第454号 平成26年9月10日発行  
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# その先の夢へ 中小企業とともに。



## 商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定  
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利  
(元本保証)

1年、2年、3年から  
期間が選べる

※ 安心、確実、お得に増やす ※



マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店

〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F

TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金